



令和 8 年 6 月 2 6 日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

## 会計検査院の指摘を踏まえた警備業務に係る留意事項について（お願い）

令和 8 年 6 月 22 日付け「会計検査院が国の合同庁舎の警備契約の不備を指摘したことについて（お知らせ）」により、加盟会員の皆様へお知らせしたところですが、このたび、会計検査院の指摘を踏まえた留意事項を下記のとおり取りまとめました。

加盟会員各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、適正な見積り、契約手続及び業務履行の確保に向け、遺漏のないようご対応くださいますようお願いいたします。

### 会計検査院の指摘を踏まえた警備業務に係る留意事項について

会計検査院による「財務局等における警備業務の契約手続及び実施（処置済）」における指摘を踏まえ、適正な見積り、契約手続及び業務履行の確保を図るため、協会加盟員に対し下記事項について周知徹底を図ることとする。

#### 記

- 1 仕様書内容の確認の徹底
  - (1) 入札参加に当たり、休憩・仮眠時間帯における警備体制及び人員配置の取扱いについて十分確認すること。
  - (2) 仕様書の内容に不明確な点がある場合には、必ず発注者に事前照会を行い、書面等により確認すること。
- 2 適正な見積りの実施
  - (1) 労働関係法令等を遵守した警備ポスト数、勤務時間、休憩時間の取扱い等を踏まえ、必要な警備員数を適切に積算すること。
  - (2) 休憩又は仮眠時間帯においても警備員による対応を求める警備体制については、実質的に休憩時間が確保されていないと評価されるおそれがあることから、労働関係法令を踏まえた適切な人員配置及び警備体制の確保に留意すること。
  - (3) 仕様書に基づかない過小な人員配置を前提とした見積りを行わないこと。
- 3 契約内容の明確化
  - (1) 契約締結に当たり、警備体制及び業務内容について発注者との認識の一致を図ること。
  - (2) 必要に応じ、警備員配置計画、勤務シフト表等を提出するなど、警備体制及び対応方法を文書により明確化すること。
- 4 業務履行の適正確保
  - (1) 仕様書に基づく警備体制が確実に履行されるよう、内部管理体制の充実を図ること。
  - (2) 警備員の勤務状況、休憩取得状況等の記録及び確認を適切に実施すること。
  - (3) 契約内容と実際の業務履行状況に乖離が生じないように、継続的な点検及び管理を行うこと。